

企業会計基準委員会御中

2005/8/29

株式会社 日本航空

企業会計基準適用指針公開草案第 8 号についてのコメント

下記の通りコメントを送付致します。よろしくお取り計らい下さいます様お願い申し上げます。

――以下全て「共通支配下の取引」に係る内容です――

- ① 209 項(2)には「・・・親会社の資本勘定を引継ぐこととする・・・」との記載があります。一方、244 項(2)には「・・・資本の内訳を引継ぐものとする。」という記載があります。209 項(2)に記載の意味としては、425 項の「・・・資本構成を引継ぐこととした・・・」の記載から「資本の内訳」を引継ぐ意味だと理解できますが、であれば 209 項(2)と 244 項(2)の表現を揃えて「・・・資本の内訳を引継ぐものとする・・・」としてはいかがでしょうか。
- ② 210 項に記載されている、子会社が親会社を吸収合併した場合の連結財務諸表上の会計処理について、確かに経済実態としては記載の通りと考えますが、記載の処理を行うと、例えば資本金が単体と連結で異なる等「単体と連結の違い」という整理で片付けるにはあまりに大きな相違が発生し、なるほど当該処理により吸収合併前後の比較性は保たれるかもしれませんが、その後に新たな企業再編が行われない限り、資本金が異なることに代表される「単体と連結の相違」が長期に亘って継続されることとなります。その結果具体例として、単体で連結上の資本金の額以上の減資を行った場合、連結上の資本金の額をどうするのか、という問題が起こります。また、子会社(吸収合併存続会社)が合併前から連結財務諸表作成会社の場合、資本の部(純資産の部)の連続性の問題も起こります。よって連結財務諸表上の会計処理も、合併後の個別財務諸表を親会社の財務諸表とする連結上の会計処理を行うべきと考えます。その際、合併に係らない親会社(吸収合併消滅会社)の直接出資子会社の連結剰余金は、合併以前のものをそのまま引継ぐべきと考えます。
- ③ 未実現損益の修正について、206 項及び 424 項において親会社(吸収合併存続会社)と子会社(吸収合併消滅会社)が合併した場合における、かつて親会社が子会社に譲渡した資産等に含まれる未実現損益の修正が記載されていますが、
 - i) 親会社(吸収合併存続会社)と子会社(吸収合併消滅会社)が合併した場合の、かつて子会社が親会社に譲渡した資産等に含まれる未実現損益
 - ii) 子会社(吸収合併存続会社)と親会社(吸収合併消滅会社)が合併した場合の、か

- つて親会社の子会社に譲渡した資産等に含まれる未実現損益
- iii) 子会社(吸収合併存続会社)と親会社(吸収合併消滅会社) が合併した場合の、か
つて子会社が親会社に譲渡した資産等に含まれる未実現損益
- 以上 3 つのケースの未実現損益につき修正すべきかどうかを含め、考え方を整理すべ
きと考えます。

以上